

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	(仮称)新宿区地球温暖化対策実行計画策定支援業務の委託について
----	---------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告事項】

第14条第1項(業務委託)

(担当部課：環境清掃部 環境対策課 環境計画係)

事業の概要

事業名	(仮称)新宿区地球温暖化対策実行計画策定支援業務
担当課	環境対策課
目的	(仮称)新宿区地球温暖化対策実行計画の策定に係る基礎資料を得るために区民向けアンケートを実施する。
対象者	平成22年5月末現在の15歳以上の区内在住者(日本人)
事業内容	<p>これまでの省エネの取り組みに加えて、太陽光発電等の再生可能エネルギー等の活用を含めた温室効果ガス削減対策に向け「(仮称)新宿区地球温暖化対策実行計画」を策定(23年3月)する。</p> <p>地域特性を踏まえた実行性のある計画にするための基礎資料として、アンケートを実施する。6月7日送付、6月21日回収 900件</p>

件名 (仮称)新宿区地球温暖化対策実行計画策定支援業務の委託について

保有課(担当課)	環境対策課
登録業務の名称	(仮称)新宿区地球温暖化対策実行計画策定支援業務
委託先	国際航業株式会社
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《委託先に提供する項目》 アンケート対象者の住所、氏名
処理させる情報項目の記録媒体	紙媒体(宛名シール)
委託理由	プロポーザルで選定した地球温暖化対策分野に精通している受託者に計画策定支援業務を委託し、「(仮称)新宿区地球温暖化対策実行計画」を策定するため
委託の内容	1 対象者へのアンケート用紙の発送 2 アンケート用紙(無記名アンケート)の回収 3 アンケート結果の分析等の「(仮称)新宿区地球温暖化対策実行計画」の策定の支援
委託の開始時期及び期限	平成22年 5月15日 から平成23年 3月15日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。